

資 循 第 1121 号
令和 2 年 4 月 14 日

公益社団法人 大阪府産業資源循環協会
会長 片瀨 昭人 様

大阪府知事 吉村 洋文

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言及び
施設の使用制限要請時における適切な廃棄物処理の推進について

平素は、大阪府政へのご理解・ご協力をいただきお礼申し上げます。

また、これまで、新型コロナウイルス感染症への対応にご協力いただき、誠にありがとうございます。

本府では、4月7日、国の緊急事態宣言を受け、大阪府新型コロナウイルス対策本部長（知事）が、緊急事態措置として府民に対する外出自粛の要請や主催者に対するイベントの自粛の要請を行ったところです。

その後、府内の感染者急増、とりわけ感染源不明の患者が増加している状況などを踏まえ、本府では、4月13日に第12回本部会議を開催し、上記要請に加えて、別添参考資料1のとおり、新たに「施設の使用制限の要請」を追加することとする一方、「ごみ処理関係」につきましては、「社会生活を維持する上で必要な施設」として、基本的に休止せず、同特別措置法に基づき、適切な感染防止対策の協力を要請するものと位置付けています。

つきましては、環境省の「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」及び「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン」に基づく措置の上で廃棄物処理が適切に継続されるよう、改めて周知にご協力いただきたくお願いします。

あわせて、別添参考資料2について、府民への周知にご協力をお願いします。

本府としては、今後も、府民の安全・安心の確保、感染の拡大防止に向けて、全力で対応してまいりますので、引き続きご協力をよろしく願いいたします。

別添参考資料1 施設の使用制限の要請等について（第12回本部会議資料）

別添参考資料2 府民の皆さまへ（チラシ）

問合せ先 代表 06-6941-0351

本通知について

産業廃棄物指導課 澤田、吉峯（内線 3824）

上記要請について

災害対策課 塩瀬、永島（内線 4710）